

第2回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成25年10月2日（水）9:30～11:30

場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室

出席者：堀部座長、宇賀座長代理、伊藤委員、金丸委員、佐藤委員、宍戸委員、鈴木委員、
滝委員、長田委員、松岡委員、椋田委員、森委員、安岡委員、山本委員
消費者庁 消費者制度課 個人情報保護推進室

山本 IT 担当大臣

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 村上調査官

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 佐脇課長

内閣官房 IT 総合戦略室 遠藤政府 CIO、向井副政府 CIO、二宮参事官、吉川参
事官、瓜生参事官、濱島参事官、楠政府 CIO 補佐官、満塩政府 CIO 補佐官

1. 開会
2. パーソナルデータに関する検討会の論点について
3. 閉会

[資料]

【資料1-1】ビッグデータ時代のパーソナルデータの活用（安岡委員提出資料）

【資料1-2】「パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点」について
（私案）（鈴木委員提出資料）

【資料1-3】医療健康パーソナルデータ利活用の問題点（山本委員提出資料）

（参考資料1）パーソナルデータに関する検討会の検討予定

（参考資料2）パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点

（参考資料3）第1回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

1. 開会

（堀部座長）きょうは手元の議事次第にあるように、パーソナルデータに関する検討会の論点について、3人の方から御意見をいただくことになっている。

2. パーソナルデータに関する検討会の論点について

【資料1-1に基づき、安岡委員より説明】

【資料1-2に基づき、鈴木委員より説明】

【資料1-3に基づき、山本委員より説明】

（堀部座長）ありがとうございました。3人の方に御報告いただき、それぞれに非常に重

要な問題を提起してくれている。これからの議論だが、まずひととおりそれぞれの報告について、質問、意見を出していただき、後で全体を通して共通の問題などについて議論をしていきたい。

それでは、まず、安岡委員の御発表について、質問、意見をお出しください。

(長田委員) 質問をさせていただきたい。まず1つ目は、本日御説明いただいたものは、基本的には現状の個人情報保護法をそのままにした状態であるということをお考えなのかどうかということと、7ページに業界団体の判断が出ているが、この業界団体はどういう団体を想定しておられるのか。

それから、9ページで上の■の2番目の一番最後の括弧書きのところで「(全てオプトインで安全に行うだけでなく)、どこまでかはオプトアウトで対応可能にする」となっているが、どこまでかというのは具体的にイメージをお持ちなのかどうか。どういう場合を考えておられるのかということをお教えいただきたい。

(安岡委員) 1つ目の現行個人情報保護法のままかどうかというのは、現行でできなければ、もちろん新しく作るべきかと思う。そこに関してはそんなに詳しくないので、鈴木先生のご説明のように現行でできないなら新しくするべきかと考えている。

2つ目は7ページだが、業界団体は山本先生のご説明のように、例えば医療に関して第三者機関が判断できないような部分は当然あると思う。例えば建築業でもこれは建築基準法に合っているかどうかを民間の指定認定機関が認定していると思う。業界団体も何でもいいわけではなくて、当然その認定されたようなところがやっていくのはありえると考えている。

もう一つ、9ページ目に関しては、具体的なものは当然いっぱい出てくるだろうが、私が想定しているのは、例えばポイントプログラムなどでは、1つの事業者から始まっても、だんだん1,000万、2,000万とか会員がふえてくると、いろいろなところと提携する。そうすることによって、いろいろな新しいビジネスが出てくる。その中で、例えば今もほとんどオプトアウト的にやっているが、そこに新しいいろいろな加盟店がふえるときに、その加盟店はいろいろな業種があつたりする。そういうときは、全てがオプトイン前提だと正直に言うとビジネスが行いづらい。そういう意味でいうと、オプトアウトとして、「もしこれで必要だったら消してください」みたいな形のやり方は十分にあり得ると考える。

(長田委員) つまり、まず2番目の業界団体というのは、何かそういう能力のあるような団体を新たにつくるといっておかしいが、そういうものを認定していくというイメージか。

(安岡委員) その通り。そういうのもありなのではないか。

(長田委員) 最後のオプトアウトのところだが、今のところは非常に議論のあるところかとは思いますが、お考えは分かった。

(堀部座長) 恐らく業界団体という言葉が何となく分かりづらかったと思う。

(安岡委員) 業界団体というのは、言葉が不適切かもしれない。業界の認定団体と言うのが適切かと思う。

(堀部座長) 恐らくそれぞれの専門分野で既にいろいろなところであるが、そういうもので対応するというのもあろうかと思う。業界団体という言葉に多分引っかけたのではないかという印象を持った。

(堀部座長) では、次に、鈴木委員の発表について、御意見をどうぞ。

(森委員) 鈴木委員の書かれたものについて、先生方の御意見をお聞きしたい。私は技術の作業部会にも連絡係として入れていただいているので、その関係でお聞きしたい。

技術のほうで扱う匿名化措置との関係で、もうちょっと前提となるべき議論というか、法律の解釈の問題として、識別性、再識別化を禁じるみたいなことがあるわけだが、その識別性とは何かということまで技術のほうで提案していいのかどうか。

これは割り切った話になってしまうと思うが、例えば大ざっぱな話だが、いろいろな情報をくっつけた結果、この情報はこのツイッターアカウントの人であることはわかった。しかし、実名を使っていない、明らかにハンドルネームでやっているし、属性情報も書いていないから、どこの誰かはわからないという場合でも、それは識別性があるのかどうか。

さらに少人数集合の問題になってしまうが、この会社に勤めている人であることはわかった。そして、この中には、その会社に勤めている人が3人いるのだが、その3人のどれかはわからないという状態で再識別化があるというのか。それはもともと帰れば識別性の問題だが、その辺のことは本来、法律の問題であるような気がする。それを技術の側で一応の御提案ということで提案していいのかどうか。

もう一つは、ここで鈴木委員にはガイドライン対応として、匿名化措置のルールの特明確化を図るということを書いていただいている。一般的にはそうかと思うし、総務省のパーソナルデータ研究会の報告書もそういう考え方なのかなと思うが、他方で情報の機微性との関係で匿名化の合理性みたいなもの、匿名化の程度と言うのかどうかはわからないが、その合理性みたいなものは変わってこないのか。一般のパーソナルデータ、慎重な取り扱いを要するパーソナルデータ、センシティブなパーソナルデータとある場合に、それを全部同じ匿名化方法でいいということには多分ならないだろうと思う。

そうならないのだったら、それぞれに応じて、どういう匿名化が必要かということは、

やはりプライバシーの評価の話になり、またまたこちらでやる話になってしまうので、かなり行ったり来たりすべきことであって、何となく、ぼんと「技術検討WG」に振られるのは、やや無茶振りではないかという気がしているので、それをお伺いしたい。

(堀部座長) 鈴木委員に対する質問だけでもないようだが、まず、鈴木委員はいかがか。

(鈴木委員) 森委員の話は多分ビジネスをやる上では関連法制を全部洗えという当然のことをおっしゃっていて、個人情報保護法一本型の話にどうしてもなってしまうのだが、ビッグデータをやるためには当然、個人情報保護法制は常につきまってくる。ガイドラインの場合に不法行為におけるプライバシー侵害のことをどの程度言及できるかという話はあるが、解説レベルでやってもいいと思う。

ただ、普通は出た先でのインパクト、世間に流通して受け止めるときのセンシティブ性の問題だと思うのだが、現行法の建て付けでいくと特定個人の識別性があるかという非常に外形的、客観的基準で処理する。そこでの限界は当然ある。その範囲内で多分、匿名性評価の問題になると、本来は安全管理の問題であるべきところ、容易照合性をなくす方向でいくと、現行法に在る限りは、実は結果としては限りなく統計データにしたら出していいよという結論になってしまう。

(森委員) それは法解釈としては全くそうだと思う。そうだとすると、現状は今と変わらないので、一応の合理的匿名化はするが、利用して第三者提供して適法かどうかはわからない。なぜならば、それはプライバシー侵害の可能性があるからだという状況にとどまるということか。

(鈴木委員) 加えて言うと、現行法上の特定個人の識別性がある可能性がある以上、安心してビジネスをするためには本人の同意をとるか、オプトアウト手続をするかをしたほうが安全だというアドバイスが法務部門や顧問の弁護士から当然出てくる。それでは現行と変わらないではないか。しょうがない。現行法のガイドラインだからいうこと。

(森委員) なるほど。ただ、やるべきことのタスクの分類としては、余り変わらないのだったら、それも法改正のほうに寄せてしまったほうがいいのではないかという気がするが、それはどうか。

(鈴木委員) 多分、結論としてはそうならざるを得ない。現在、ガイドライン対応せよということの前提は、匿名化に幻想を抱いていて、技術的な匿名性に対する知見がない中で何とかしてくれという希望を述べているに過ぎないのだが、法解釈と技術的知見から言えば、できないものはできないと明確にしないと、ここでもたついていることは全体のマイ

ナスだろうと思う。

(佐藤委員) 技術検討 WG の主査をさせていただいている。まず、匿名化の技術的な限界に関してはいろいろ言いたいことがあるが、今の御質問は再識別可能性の言葉の定義であるとか、どこまでやるかというところだと思うが、私の理解では技術検討 WG がすることというのは、1つの答えを出すことでもないし、言葉の定義をすることでもないと思っている。現実には匿名化というのはレベルがあるというか、匿名化の仕方によってはある程度の再識別が可能になるかもしれないが、一方でそのデータの活用ができなくなってくる。非常にパンと切れるものでもなくて、広い基準を考えないといけない。

そうなる技術検討 WG でやれることというのは、ある程度こういう状況ではこういう匿名化ができる可能性があるということを幾つかのレベルに応じて提示するのが限界で、実際にどういう匿名化技術を使うか、どういうレベルの技術を使うのかというのは多分ワーキングの仕事ではない。この検討会なり、それを運用される企業なり社会が決めることなので、我々としてはなるべく多くの案を出すことに徹したいと思っている。

27日に第1回の技術検討 WG を開いた。まだ結論が出ていることではないので、これはまだ議論過程ということ为前提にして話をすると、100%その再識別不可能な匿名化の技術というのは、基本的にはない。これは前提条件を言わなければいけないが、本当にそのデータの活用のことを考えない、活用できないところまで匿名化してしまえば、それはできるかもしれない。でも、そんなデータは多分ユースケースというか使えない。なので、そのバランスの問題だと思っている。

1つ皆さんに認識しておいてほしいことは、匿名化すれば安全と思われるが、現実には匿名化されていない属性情報から個人を特定できることが多い。先ほど山本委員から医療データのところの話があって、患者さんの個人情報でも幾ら匿名化しても、その医療記録、非常にまれな治療などをしたら、多分そのデータから出てくる。

カーナビでもそうだが、自動車のナンバープレートや運転手を匿名化しても、その車が走り始めた場所と乗り終わったところの場所がわかれば、もうそれは特定できてしまう。なので、まず匿名化をすればもう安全ということはない。むしろ匿名化された情報からも漏れてしまうので、そこのところは誤解のないようにと言うか、匿名化をすれば安全と思うのは無理があるということだけは御理解をいただきたい。

(堀部座長) ありがとうございます。きょうは3人の説明に匿名化も関係しているので、共通する問題として技術検討 WG のほうで検討していただくために、9月27日に第1回を開いていただいた。今後もまだ数回開く予定である。

(佐藤委員) 計4回。

(堀部座長) それも踏まえながら、こちらでもまた議論をしていきたい。

(長田委員) 質問でもないが、御提示いただいて、大分頭の中にすっと入ったなどは思った。ただ、先ほども森委員からあったが、ガイドライン対応は具体的に本当に何かできることがあるのかどうか。御説明を聞いていると、なかなか無理なのではないかと思ったということを申し上げたい。

それから、匿名化というものの幻想を捨てて、我々としてプライバシーの保護のために何をしなければいけないのかというのをきちんと整理して、我々の側も考えていかなければいけないということは、皆さんからの御指摘で理解ができたので、その前提の上で考えていかなければいけないと思った。その上では、論点で御提示いただいた案については、基本的には、これをもとに我々も考えていきたい。

(堀部座長) それでは、次に山本委員の報告につきまして、質問、意見をお出しください。

(宍戸委員) 御報告をありがとうございます。山本委員の御提出のレジュメの14ページあたりに関連して、医療あるいは医学研究関係の個人情報保護法制に関する先生のイメージを教えてください。山本委員の御指摘になっている部分で、情報取得主体によって異なるルールが運用されており、それを一本化していかなければ医療情報の活用あるいは医学研究が進まないという御指摘がありましたけれども、現行の個人情報保護法と別に医療医学関係の特別な情報保護・活用法のようなものを制定すべきだというお考えなのか。それとも、現在議論されているようなプライバシーコミッショナーあるいはそれに連動した個人情報保護法の一般法の改正の下の中で、例えばプライバシーコミッショナーのつくるガイドラインの中で医療・医学に特別のルールをつくっていくという形で話を進めていったらよいとお考えなのか。その点を教えてください。

(山本委員) どちらかという結論を私がもっているわけではないが、要はこの14ページの一番下を書いてあるような、主体による違いをオーバーライドできるのであれば、それはいいと思うが、現行法あるいは現行法の発展でいくと、いつまでも地方自治体の条例の存在を認めざるを得ないということがある。そうすると個別法として別の法にしたほうが、そのオーバーライドはしやすいのではないかと考えている。独立しなくてはいけないとか何とかではなくて、こういうことができればいいという考えである。

(山本委員) 最初の安岡委員のプレゼンテーションの6ページで、これは非常に厳しく書かれているところだと思う。取得の経緯に沿う取り扱いをする場合で、センシティブデータは明示的かつ個別的な同意とあるが、現状、医療とか介護の場合は、明示的かつ個別的とはちょっと言いがたい。基本的には通知だけで運用をしているので、ここを明示的かつ

個別的な同意とすると、例えば私のいる東大病院は1日に4,000人の外来患者が来て、そのうちの数百人が新患なわけだが、その明示的個別的に同意をとるとというのは、現実には相当難しい。むしろ医療機関に来るということにおける暗示的な同意は多分相当含まれるので、ここはもし検討される場合は、ちょっと厳しいかなという気がする。

それから、オプトアウトの例だが、これは我が国ではないが、今そのビッグデータを使った医療研究の成果でよく例示に出されるのが、バイオックスという薬のこれはボストンのHMOというか、ボストンの保険者が収集したレセプトのデータを使って、あるお薬の副作用をほかで何も言われないうちに早期に発見をしたという成績がある。これがハーバード大学の連中がやったのだが、このときに彼らがやった方法がオプトアウトで、これに利用していいかということを実験的にやってみている。

この場合、まず利用を最初に包括的な同意はとっている。つまり医学研究のために使っているか、プライバシーは保護するというので、それで一応みんなオーケーなのだが、ある特定の薬の研究をする際に、さらにこの研究をやるが、拒否される方はこのホームページで申し込んでくださいみたいなことをやっている。オプトアウトというのは最初に包括的な同意があって、その次にオプトアウトが多分現実的には起こるのだろうと、医学の分野ではそう考えている。

(森委員) 鈴木委員のご説明との関係で全く賛成なので、さらに強調されるべきかと思うのは、やはり越境の問題かと思っている。いろいろなところで海外の事業者が入ってきて、日本人のパーソナルデータでビジネスはできるが、国内の事業者はできないというようなことがあったかと思っており、鈴木委員の御指摘は全くそのとおりだと思っている。

恐らくは2つに分けて考えていただいたほうがよくて、1つはそれこそプライバシーの問題でグーグルのサジェストのことはそうだと思うが、これはあのときは仮処分だったが、基本的には外国判決の効力という問題で、日本には日本の民訴法で外国判決の効力が書かれているが、アメリカではどうなのかという話で、日本の法制度を前提にしても、外国の仮処分決定だとどうなのかということはあるので、もしかしたら仮処分だったことが運の尽きかもしれない。

いずれにしても、そういう私法の部分の問題というのは、残された課題がそんなにたくさんあるわけではなくて、かなり解決できているのではないかと私は思う。他方で公法では、国と事業者の関係の法律が日本の場合いろいろな公法があるわけであって、個人情報保護法もまさにその1つだが、これを海外の事業者にどう適用するかということがはっきりしない。

個人情報保護法の場合は解釈上は割とはっきりと整理をされている方ではあるが、資金決済法みたいな非常に洗練された、海外の事業者に対してどういう具合に適用するのかという基準を明文で持ったものと比べると、そこのところははっきりしない。日本に来たら、その日本のユーザーのパーソナルデータで商売するのだったら日本の法律を守れというこ

とが、なかなか公法において言えなくなっていて、そういう海外事業者に対する法執行の仕組みみたいなものもないので、これはもちろんパーソナルデータに固有の話ではなくて、いろいろなところで問題になることではあるのだが、全く外せないところだと思うので、ここで御検討をいただくのがいいのではないか。

(堀部座長) グーグルのサジェスト機能についての仮処分といっても、知っている方はわかるが、もう少し説明していただくというか、昨年3月に東京地裁で出たものを指しているということによいか。

(森委員) そう。時期は忘れたが。

(堀部座長) それは仮処分だが、ことしになってから判決も出ている。

(森委員) 御説明をさせていただくと、時期はすっかり忘れてしまった。グーグルの検索のところに名前を入れると、検索のワードの組み合わせのサジェストをオートコンプリートみたいに文字を幾つか出してきて、「これでほかの人は検索してます」みたいなことになる。そのときに自分の名前、例えば森と入れると「悪徳」と出るとか、そういう仕組みになっていて、それは私としては非常に困るわけで、やめていただきたいということで、検索サービスに対して、そのサジェストを出さないような裁判所の手続をして、そういうものを出さないようにせよという仮処分決定をとったのだが、それはグーグルに依っていただけなかったということがあった。ちなみに、これは民民の問題であり、裁判所に行ってもめるのが私法の問題で、これはプライバシー侵害の話である。

その事件は何となく解決しなかったような印象だが、制度論としては、私は民民の問題はある程度、条約ですとかそれぞれの国内法で片がついていると思っている。個人情報保護法に違反して第三者提供をしたら裁判所に行くかというとなんかそんなことはなく、これは主務大臣から報告の徴収をされたり、勧告をされたりするわけで、それが公法の問題なのだが、そちらの国と事業者との関係における法律を在外事業者というか、海外の事業者というか、そういうものにどのように適用するかということが大きな問題だと思う。

(堀部座長) この問題は相当議論しなければならないところもあり、OECDでも2007年6月12日にクロスボーダーコーポレーション・イン・ジ・エンフォースメントオブ・ローズ・プロテクティング・プライバシーという勧告を採択し、私はそのワーキング・グループにかかわってきた。ところが日本には、ほかの国にある機関がないこともあって、日本はそれに協力していないとか、そういういろいろな問題点もある。これは別途トランスボーダー・データ・フロー、クロスボーダー・データ・フローの問題できちんと検討しなければならない問題で、今の個人情報保護法にはそういう規定はないというところもある。

(金丸委員) 私は最近この霞ヶ関に毎日おり、いろいろな会議に出ているのだが、きょうの3人の方々のプレゼンには本当に感謝をしている。

まず、きょう私自身が思っているような論点をほとんど御指摘いただいたので、そういう意味では鈴木委員の論点整理をベースに、山本委員が加えられたプライバシーとバーサス、パブリックベネフィットという論点、トレースとばらばらの手続のインテグレーションということ、善の活用と悪用の防止という論点、悪用への罰則強化みたいなこと。そして、安岡委員のところにもあったが、我々日本人に特有な悲観論と楽観論というのと、どちらかという悲観論に軸足を置いていたこともあってデフレがずっと続いたのではないかと思うので、悲観論と楽観論という論点もあるのではないかと思った。

最後は第三者委員会というものの有無と、そのあり方についてどうかということ。そういうことをベースにぜひ日本版 FTC などの制定が急がればよいのではないかと思って聞いていた。本当にありがとうございました。

(佐藤委員) 技術検討 WG 主査としての検討会へのお願いだが、先ほど申し上げたように、匿名化の技術は非常に難しいというか、そのデータの活用と再識別の可能性を両立することは不可能だと思う。そうなってくると、鈴木委員から御提示いただいたように、何らかの形で再識別の可能性というものを規律で制限しなければいけない。そういう意味では鈴木委員に出していただいた再識別を提供側に禁止するような考え方は、非常に賛同でき、ぜひその部分をこの検討会で御議論をいただければと思っている。

もう一つつけ加えたいことは、きょうは鈴木委員、山本委員からも御指摘があったが、再識別されてしまったときにどうやって被害者はそれを証明するのか。それは被害者が証明しなければいけないのか、匿名化した事業者側が証明しなければいけないかという問題がある。

それと同時に疑われてしまった匿名化した事業者が、仮に匿名化から再識別されていない場合、多くの場合は先ほど申し上げたように、その匿名化されていない属性情報から個人が特定されてしまうことが多いので、それを疑われたときに、その匿名化では再識別されていないということをいかに証明するかというところを法の仕組みをつくらないと、多分実際には回らないと理解しているので、その部分も御議論をいただければと思っている。

(堀部座長) 技術のほうでもいろいろ検討していただき、問題を出していただきたいと思う。鈴木委員の報告についていろいろ出ているが、いかがか。

(鈴木委員) 今の話だが、執行をどう担保するかということだが、密室処理なので、例えば行動ターゲティング広告は基本的には認めていかないといけない。マス広告が機能低下していて、ある種、社会実態がいっぱい分散を消費者がしている以上、そこにある種、行

動ターゲティング広告的なことを認めなければならない社会状況にはあるのだが、野放図には当然できない。そこにルールが必要なのだが、もし本人を識別して広告を打ち込んでいるのか、カテゴライズした中で打ち込んでいるのかは、外からは実はわからない。それゆえに第三者機関の調査権限の強化ということが必要になってくる。

仮に炎上が発生した場合、実はかなり特定しているのではないのかという疑いでレプテーションリスクみたいな形で起きてきた場合に、むしろ第三者機関の調査を受けることによって潔癖さが、適法さが証明されれば、その炎上は収まるということもある。第三者機関に過度に期待するというのもなかなか危険だが、一応そういうことを見据えた制度設計で何とか改正を継続しながら、よりよい方向に動いていく方向で運用していけばどうかと思っている。

(森委員) 同じようなことを再々申し上げて恐縮だが、合理的な匿名化に向けてのイメージあわせというか、先ほどの佐藤委員のお話にもちょっとあったが、再識別不可能データということだが、何がこれに当たって、何がその中間処理データなのかということがどうもいま一つ素なことであってわからない。例えばドコモのモバイル空間統計のように一旦、まず第一段階として氏名とか生年月日を外し、そういうエクセルのような表にして、さらにユーザーの普及率というか、この地域ではドコモの利用者は3分の1だから、かける3みたいなことを示して、ある基地局にぶら下がっている人数を出して、小人数のところはつぶすというようなことをしてしまうと、それは仮に再識別の定義が何であるにしても、再識別不可能データと言っているのではないかと個人的には思う。それはそういう理解でよいのか。また、モバイル空間統計のようなものは安全だが、余り利便性の高くない統計情報であって、合理的な匿名化はもっと手前にあるというイメージなのか、それともモバイル空間統計も危険なのかということを知りたい。

(堀部座長) そこはモバイル空間統計というNTTドコモが開発したもののだが、その説明を少ししないと。

(佐藤委員) 私が説明しているのかどうか、よくわからないが。

(堀部座長) 私はもう数年前にその検討にかかわったのでよく知っている。まず、非識別処理、集計処理をやって匿名処理し、かなり統計処理をしており、それでモバイル空間統計という言葉で、英語でモバイル・スペーシャル・スタティクスというものとして理解される。公共目的に使ってきたが、9月のNTTドコモの発表ですと10月からそれを営業目的の提供をするということで話題になっている。これも技術的な側面がどうなのか。これはまた議論をしてみるといいと思う。

(佐藤委員) 多分ドコモさんのモバイル空間統計に関しては、あれが妥当なのかどうかと

いうのは技術検討 WG で議論しなければいけないことであり、私は余り今ここでそれをどうこうと言いたくないが、私の理解では、あれは本当にある意味で統計化処理されていて、あのデータから個人を特定するということはできないと思う。

ただ、皆さんにはこれも認識いただきたいのだが、統計化したデータと匿名化したデータは非常によく似ている。どこで線引きをするかというのは、すごく難しいところだと思う。いろいろな立場であって、例えば統計データは全体の流れを示すということが大前提になっていて、匿名化データは個人情報が出ないようにする限りは、そのデータにゆがみが出てもいいから削ってもいいという立場もあるかもしれない。いろいろな解釈があって、そのこのところは技術検討 WG で議論をしないといけなかなと思っている。

(堀部座長) ということで、ワーキング・グループの検討などを踏まえて議論をしたいと思う。

きょうは3人の方に御報告をしていただき、それぞれに重要な問題提起をしていただいた。きょうの共通の議論は匿名化という言葉で、これは現行の個人情報保護法ではそういう概念は用いておらず、現行の個人情報保護法は、もともと検討したのは前にも言ったが1999年の7月から。当時の高度情報通信社会推進本部に個人情報保護法検討部会ができ、私はその座長で最初の案をまとめたりして、法律が通ったのは10年前の2003年。そのときには今日のようなビッグデータというような議論は少なくとも余り意識しないで議論をしていたと思う。

もちろん医療については、特にこれは医療関係者に何回か来ていただいたのは、むしろ自分の医療データの開示請求というか、閲覧請求ができるかどうか。どちらかという医療関係者は否定的で、法律ができると、あの法律は権利として出したわけではないが、開示の求めをすると、それに対して義務を負うというあたりが議論の中心だったと記憶している。

その時代によって論点も変わってくるし、今まさにここで議論があったようなことは、世界で共通して議論になっているところでもある。先週ワルシャワで第35回のデータ保護プライバシーコミッショナー国際会議があり、そこにも出てきた。ここでもビッグデータは共通の話題として、いろいろ議論になっている。そういうことをいろいろ考えながら、これは本当にグローバルな視点で問題を考えていかなければいけないので、そういったことも踏まえて検討していく。きょうは第2回目だが、これからそういうことを考えながら、少しずつまとめをしていきたいと思う。

(山本大臣) 今日は座ったままでお話をさせて頂く。

お忙しい中、堀部座長をはじめ、委員の皆様にお集まりいただき、第2回目のパーソナルデータに関する検討会ということで、ありがとうございます。ついこの間までアメリカに出張し、西海岸のシリコンバレーで、いわゆるIT企業関係者を訪ねてきた。グーグル

にも訪問し、フェイスブックにも訪問し、いわゆる IT ビジネスをやっている CEO にも何人もお会いし、サンフランシスコ市が非常にビッグデータでは先進的な取り組みをしているということで、サンフランシスコ市の関係者とも遠藤政府 CIO と一緒にお会いしてきた。

グーグル等々でこのパーソナルデータの話も伺ったが、グーグル側より、匿名化をすればかなり大丈夫だというような話があって、もちろんパーソナルデータをどう扱っていくかということが当然これから IT の利活用の促進を図る、IT 政策を成長戦略の一環にするという方向で進めていく中では、これはもう世界のどこでも問題だということを感じた。今、話を聞いていて、やはり匿名化はなかなか大変だと思う。

匿名化をすれば安全だというのは間違いであって、これはもちろん危険があるという話も伺ったし、また合理的な匿名化という話が出ているが、今、座長からも現行の個人情報保護法を制定した時には、今のようなビッグデータの議論がなく、どちらかという医療関係者の方々は開示請求の話で否定的だったと、おっしゃるように、随分時代が変わると論点が変わるのかなと思った。金丸委員から、恐らく 3 人の委員の方々から話があったのだと思うが、プライバシーとパブリックインタレストとか、第三者委員会のあり方とか、日本版 FTC の制定の話とか、いろいろあったが、いずれにせよ、今日の議論も踏まえて、今後の議論も踏まえて、制度見直し方針に反映をさせていきたいと思う。

今日は本当にいろいろ日程が重なっており、私は 3 人の委員の先生方のお話をどうしても聞きたかったのだが、遅れて来て大変不覚だった。あとでよく事務方から、どのような話だったのかも十分ブリーフィングを受けたいと思う。OECD のクロスボーダーコーポレーション・インフォメーションの話とか、あるいは提供側の再識別の話とか、ここら辺も詳しく改めて勉強させていただき、被害者が証明するのか、それとも事業者の責任なのかとか、実際にシステムを変えていくということになると、そういう話がいろいろ出てくると思う。

ただ、その 3 人の委員の先生方の話は聞けなかったが、随分議論すべき論点が整理されたのではないかということだけは、最後の 30 分のやり取りで感じられたので、担当大臣としてもしっかりできるだけこの会議に出させていただき、CIO とも協力し、座長とも協力しながら、最もいい取りまとめに向かえるように、私どもとしてもバックアップをさせていただきたいと思うし、引き続き密度の濃い検討を行っていただければ幸いです。

(堀部座長) 山本大臣、どうもありがとうございました。

3. 閉会

以上